

細 則

第 1 章 会費

- 第 1 条 この会の会費は年額 3,240 円とし、月ごとに分納する。
2. 年度の途中で退会する会員には、退会する日が属する月の翌月以降の会費は徴収しない。

第 2 章 学級委員・町委員などの選出

- 第 2 条 各学級の会員の互選により、それぞれ 1 名の学級委員と補欠を選出する。
2. これらの学級委員は学年ごとにそれぞれ正副委員長を選出する。
3. 同一人が異なる学級から選ばれたときは、高学年から出のを原則とする。
4. 補欠は学級委員に欠員が生じたときその職務を代行する。任期は前任者の残任期間とする。
- 第 3 条 各分団の会員の互選により、それぞれ 2 名以上の町委員を 3 月末日までに選出する。ただし、児童数が 15 名以下の分団については 1 名でもよい。
- 第 4 条 学級委員・町委員の任期は年度末までとする。
- 第 5 条 委員に選ばれたものが辞退したいときは、委員会の承認を得なければならない。

第 3 章 役員の選出

- 第 6 条 次年度の会長・副会長の選出は、毎年 3 月末までに次の手続きによって行う。
- (1) 推薦委員会は、2 月中旬までに『役員選出に関する申し合わせ事項』に準じて正副会長候補を選挙管理委員会に推薦する。
- (2) 選挙管理委員会は、信任投票の 2 日前までに候補者の氏名・分団・PTA における経歴を全会員に知らせる。
- (3) 全会員は、所定の信任投票用紙により無記名投票をする。
- (4) 開票は、若干名の教師の立会いの下に行い、その結果を候補者に通告する。
- 第 7 条 理事は会長・副会長・校長で協議して選出し、会長が委嘱する。
- 第 8 条 会長に欠員が生じたときは、運営委員会で協議して副会長の中から選出する。任期は前任者の残任期間とする。
- 第 9 条 副会長に欠員が生じたときは、副会長補欠が副会長となる。ただし、状況により、運営委員会で協議して、補充されない場合もある。任期は前任者の残任期間とする。

第 4 章 推薦委員会

- 第 10 条 推薦委員会の構成は次の通りとし、委員長は会長が委嘱する。
- (1) 地区代表 若干名
- (2) 教師代表 2 名
- 第 11 条 推薦委員会の委員は、各地区の代表分団の町委員が行う。

第 5 章 専門部および特別委員会

- 第 12 条 専門部の部員は、学級委員と教師委員、並びに地区委員などで構成し、会長が委嘱する。

- 第13条 特別委員会に委員長・委員は、運営委員会の議を経て会長が委嘱する。
- 第14条 専門部の部員の任期は年度末とし、特別委員会委員の任期はその任務の終了時までとする。
- 第15条 専門部の部員数は、教師を含め若干名とする。
- 第16条 教養広報部は児童の学習意欲向上の一助となるような活動を行うものとする。~~例えばPTA文庫の選定や加工、広報誌「瀬田川」の発行などが挙げられるが、これに限定するものではない。~~必要に応じて会合し、活動の推進をはかる。
- 第17条 保健環境部は、児童の学校生活を充実させるための一助となるような活動を行うものとする。~~例えば必要に応じた校内美化活動や給食試食会の開催などが挙げられるが、これに限定するものではない。~~必要に応じて会合し、活動の推進をはかる。
- 第18条 ~~福祉厚生部は、~~学校の環境をよりよくするための一助となるような活動を行うものとする。~~例えばベルマークの収集・整理・集計や購入品目の選定などが挙げられるが、これに限定するものではない。~~必要に応じて会合し、活動の推進をはかる。
- 第19条 校外部は各地区の町委員と教師委員で構成し、学校外の児童の安全を守るための一助となるような活動を行うものとする。例えば登校時の立ち当番の割り振りや地区別懇談会などの開催などが挙げられるが、これに限定するものではない。必要に応じて会合し、活動の推進をはかる。

~~第6章 事務局~~

- ~~第20条 学校内に事務局を設け、専任の事務職員を置くことができる。~~
- ~~第21条 事務職員は継続勤務し、報酬は役員会において定める。~~
- ~~第22条 事務局の採用期間は、1年間を原則とする。~~

第6章 学校

- 第20条 学校長は各種の会議に出席して意見を述べることができる。
- 第21条 教師の中から選任される役員や各種の委員の人選については学校長に一任する。

第7章 規定

- 第22条 本会の交通費支給に関する事項・慶弔に関する事項については、別に定める規定による。